

フランスにおける
人種差別的表現の法規制(3)

光 信 一 宏

フランスにおける 人種差別的表現の法規制(3)

光 信 一 宏

はじめに

I 1972年7月1日のプレヴァン法

1. 前身としての1939年4月21日のマルシャンドー法
2. プレヴァン法の制定の経緯
3. プレヴァン法の要点（以上、第40巻第1・2合併号）

II 人種の名誉毀損罪および同侮辱罪

1. 単純名誉毀損・侮辱罪との異同
2. 共和制原理との関係
3. 表現の自由との関係
 - (1) 1789年人権宣言11条との適合性
 - (2) 欧州人権条約10条との適合性
4. 具体的事例
 - (1) モラン事件
 - (2) デュードネ事件（以上、第40巻第3・4合併号）

III 人種的憎悪扇動罪

1. 人種の名誉毀損・侮辱罪との関係
2. 成立要件に関する主な論点
 - (1) 規定の明確性
 - (2) 扇動の対象
 - (3) 扇動の形態、結果発生の有無
3. 具体的事例
 - (1) スーラ事件
 - (2) ウィレム事件およびアルノー事件
 - (3) その他の事件（以上、本号）

IV ホロコースト否定罪

むすびに代えて

Ⅲ 人種的憎悪扇動罪

1. 人種的名誉毀損・侮辱罪との関係

出版自由法 24 条 8 項は、同法 23 条の定める公表手段によって行われる出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由とする人または人の集団に対する差別、憎悪または暴力の扇動（provocation）¹⁾ を禁じている。

前述のように、本規定はフランスによる人種差別撤廃条約の批准を契機として新設された²⁾ が、プレヴァン法の元になった議員提出法案（エドゥアール・シャレー案）には、「市民または住民の間に憎悪をあおる目的」の立証が困難な集団名誉毀損罪の廃止が含まれていた³⁾。しかし、①犯罪の成立要件から「市民または住民の間に憎悪をあおる目的」という文言を削除すれば十分である、②本罪には、名誉・名声の侵害があれば加害者の悪意が推定されるため、訴追者がそれを立証する必要がないという利点がある、③本罪を廃止しつつ集団侮辱罪を存置することは論理的でないという批判⁴⁾ があり、廃止が見送られたという経緯がある。

立法当時、人種的憎悪扇動罪の規定の有用性は人種的名誉毀損・侮辱罪に当たらない人種差別的表現の規制を可能にする点にあると考えられた⁵⁾。ただ、人種的憎悪扇動罪と人種的名誉毀損罪（または人種の侮辱罪）を分かち境界は不

1) «provocation»（動詞は«provoker»）に「教唆」という訳語をあてる専門家もいる（大石泰彦『フランスのマス・メディア法』（現代人文社、1999年）240頁）が、通常の教唆犯と異なり、「provocation」の対象が不特定多数の者であっても犯罪が成立することなどの理由から、「扇動」と表記しておく。

2) 拙稿「フランスにおける人種差別的表現の法規制(1)」愛媛法学会雑誌第40巻第1・2合併号（2014年）54頁。なお、本規定は1980年の自由権規約の批准後は、「差別、敵意または暴力の扇動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の唱道」の禁止義務（20条2項）の履行という意味を併有することとなった（cf. Emmanuel Dreyer, *Responsabilité civile et pénale des médias*, 3^e éd., LexisNexis, 2012, pp. 157 et s.）。

3) Cf. Jacques Foulon-Piganiol, “Nouvelle réflexions sur la diffamation raciale”, *Recueil Dalloz Sirey*, chronique XXXV, 1972, p. 163.

4) *Ibid.*, p. 164.

分明であり、前述のデュードネ事件⁶⁾のように、1つの発言・文章等が両罪に問われるケースが散見される⁷⁾。

しかし、この場合、問題となるのが出版自由法 53 条との適合性である。というのは、同条は直接召喚⁸⁾に関し、「召喚状は容疑事実を挙示し、これを法的に確定する (qualifier) ものでなければならない。……これらの手続きが遵守されない場合、訴追は無効となる⁹⁾」と定めており、召喚状に、例えば「単純名誉毀損罪および単純侮辱罪」あるいは「単純名誉毀損罪もしくは単純侮辱罪」というように1つの表現行為について複数の罪名を記載した場合、被疑者の防御権を侵害し無効であるという判例が確立しているからである¹⁰⁾。そして、この併合的あるいは選択的罪名決定 (qualification cumulative ou alternative) の禁止の原則は直接召喚の場合だけでなく、検察官の予審開始請求¹¹⁾や被害者の附帯私訴を伴う告訴の場合にも妥当する¹²⁾。

もっとも、上記の原則は絶対的なものというわけではなく、人種差別的表現については 1983 年以降、特例が認められてきた¹³⁾。例えば 1987 年 11 月 24 日の破

5) Cf. Alain Terrenoire, *Rapport n° 2357 fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République*, Assemblée nationale, 25 mai 1972, p. 14.

6) 拙稿「フランスにおける人種差別的表現の法規制(2)」愛媛法学会雑誌第 40 巻第 3・4 合併号 (2014 年) 71 頁以下。

7) Xavier Agostinelli, "Diffamation, injure et provocation à la discrimination raciale", *Légicom*, n° 28, 2002, p. 55.

8) 直接召喚 (citation directe) とは、検察官または私訴原告人による違警罪裁判所または軽罪裁判所への直接的な (事前の予審手続きのない) 訴訟手続きをいう (山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会, 2002 年) 78 頁)。

9) 出版自由法の邦訳は原則として大石・前掲注 1), 231 頁以下に従う。

10) Bernard Beignier, Bertrand de Lamy et Emmanuel Dreyer (dir.), *Traité de droit de la presse et des médias*, Litec, 2009, p. 611.

11) 出版自由法 50 条は、「検察官は予審を請求する場合、自らの公判請求において、適用が求められる条文を明示するとともに、訴訟提起の根拠とされる教唆、誹謗、名誉毀損および侮辱の事実を挙示し、かつこれを法的に確定しなければならない。それがなされない場合、その訴訟における公判請求は無効とされる」と定める。

12) Beignier et al, *supra* note 10, pp. 603 et s.

13) Intervention de François Cordier, Emmanuel Decaux (dir.), *Le droit face au racisme*, Pédone, 1999, p. 60.

毀院判決では、「黒んぼ (bougnouls) に死を。ル・ベン (極右政党国民戦線 (FN) の党首の名前——引用者注) 万歳」と書かれた十字架をある黒人の母子家庭の家に置いた——その3時間後に子ども一人が銃殺されている——男二人に対し、被害者らは人種的侮辱罪および人種的憎悪扇動罪の容疑で附帯私訴を伴う告訴を行いうるものとされた¹⁴⁾ また、ブログに「アシケナージで二重国籍者だ、この赤がかったユダヤ人 (juif rose) は」という書込みを行った男が人種的名誉毀損罪および人種的憎悪扇動罪に問われた裁判で、2012年10月30日、破毀院は召喚状の無効を主張する被告の上告を棄却している¹⁵⁾ 罪名を1つに特定することはしばしば困難を伴うため、訴追者の負担の軽減という意味で重要な意義を有しよう。

2. 成立要件に関する主な論点

上述のように、同一の文章・発言等が人種的名誉毀損罪（または人種的侮辱罪）および人種的憎悪扇動罪に問われうるとしても、裁判の結果、一方について有罪、他方について無罪となる例が珍しくない¹⁶⁾ 両罪の成立要件が異なるからであるが、人種的憎悪扇動罪の成立要件——①出版自由法23条の定める公表手段によって、②出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由に、③故意に、④人または人の集団に対する差別、憎悪、暴力を

14) Cour de cassation, chambre criminelle, 24 novembre 1987, n° 87-81379.

15) Cour de cassation, chambre criminelle, 30 octobre 2012, n° 11-88562. なお、本判決は、人種的名誉毀損罪と人種的憎悪扇動罪の間の保護法益の違い——前者が個人的法益、後者が社会的法益——を指摘しているが、「人種的名誉毀損罪＝個人的法益」という理解については疑問がある。この理解は被害者が特定の個人であったことを踏まえているが、単純名誉毀損罪と異なり、人種的名誉毀損罪の主眼は名誉の保護に限られるわけではない（拙稿・前掲注6）、64頁）。

16) 一例を挙げると、テレビ番組で、「17回も（警察官の）取締りを受けるのは何故か。理由は。それは密売人の多くが黒人、アラブ人だからだ。そういうことだ。これは事実だ」と発言したジャーナリスト（エリック・ゼムール）に対し、2011年2月18日にパリ大審裁判所は人種的名誉毀損罪について無罪、人種的憎悪扇動罪について有罪を言い渡し、それが確定している（Tribunal de Grande de Paris, 18 février 2011, *Légipresse*, n° 282, 2011, pp. 240 et s., note Emmanuel Derieux.）。

扇動したこと——のうち、人種的名誉毀損・侮辱罪との異同という点では要件④が重要である¹⁷⁾。そこで、本節では④に関する論点を中心にみる。

(1) 規定の明確性

出版自由法 24 条 8 項の規定については、「差別」、「憎悪」、「暴力」および「扇動」の各文言の意味が漠然としており不明確であるという指摘がある¹⁸⁾。刑罰法規の明確性の原則——それは 1958 年憲法 34 条 1 項¹⁹⁾、1789 年人権宣言 8 条²⁰⁾ および欧州人権条約 7 条²¹⁾ の定める罪刑法定主義の論理的帰結である——にもとづく批判であるが、これに疑問を呈するエマニュエル・ドレイエル（パリ第 1 大学教授）は「裁判所の判例から、欧州人権条約 7 条の形式的意味でなく実質的意味における『法律』を補完するのに十分な指針 (lignes directrices) が引き出される」として、裁判所による規定の明確化に着目している²²⁾。実際、欧州人権裁判所は次のように判示している。「罪刑は法律によって明確に定められなければならない。この要件が充足されるのは、規定の文面から（7 条）、および、必要な場合には裁判所による規定の解釈の助けを借りて、刑事責任を

17) なお、他人の名誉・名声の侵害によって悪意が推定される人種的名誉毀損・侮辱罪と異なり、要件③（故意）の立証責任は訴追者にある（Nicolas Verly, “Le délit de provocation à la discrimination, la violence ou la haine raciale et les «limites admissibles de la liberté d’expression»”, *Légipresse*, n° 287, 2001, p. 552.）。

18) Jean-Pierre Delmas Saint-Hilaire, “Infractions contre la Nation, l’État et la paix publique”, *Revue de science criminelle et de droit pénal comparé*, 1997, p. 650.

19) 同条は、「重罪および軽罪の決定ならびにそれらに科せられる刑罰」を法律事項としている。

20) 同条は、「法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ定めてはならず、何人も、犯罪行為に先立って制定され公布され、かつ適法に適用された法律によらなければ処罰されえない」と定める。

21) 同条は、「1 何人も、実行の時に国内法または国際法により犯罪を実行しなかった作為または不作為を理由として有罪とされない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。2（略）」と定める（奥脇直也（編集代表）『国際条約集 2008 年版』（有斐閣、2008 年）332 頁）。

22) Emmanuel Dreyer, “Le fondement de la prohibition des discours racistes en France”, *Légipresse*, n° 199, 2003, p. 23.

生じさせる行為および不作為が何であるのかを知ることができる場合である。7条のいう『法律』の概念は欧州人権条約の他の条文における『法律』の概念と同じであり、制定法と判例法を含む」(傍点は引用者)²³⁾

ともあれ、破毀院は「(人種の憎悪扇動罪および人種的名誉毀損罪の) 罪刑は明確かつ厳密な文言 (termes) によって定められており、欧州人権条約7条と両立しえないわけではない」(傍点は引用者)としており、判例の役割・機能への言及はない²⁴⁾

一方、1789年人権宣言8条との適合性については、憲法院へのQPC(合憲性優先問題)の移送を認めなかった2013年4月16日の破毀院判決²⁵⁾がある。それによると、「立法府が予め網羅的に列挙しえない諸々の行為の罪名決定を裁判官に委ねる出版自由法24条8項の文言は、刑事裁判官の職務である同規定の解釈が恣意の危険なく行われることを可能にするほど十分に明確かつ厳密である」(傍点は引用者)とされるが、傍点を付した部分は、「犯罪の範囲を法律でなく裁判官が確定することを認めるものであり、罪刑法定主義の否定である」という学説の批判²⁶⁾を受けている。ここでは、欧州人権条約7条と違い1789年人権宣言8条が判例法を承認しておらず、したがって制定法の明確性がより強く求められること²⁷⁾に留意すべきであるが、仮に破毀院がいうように人種の憎悪扇動罪の規定自体、明確かつ厳密であるとしても、裁判所によるそ

23) Cour européenne des droits de l'homme, 15 novembre 1996, *Cantoni c. France*, § 29.

24) Cour de cassation, chambre criminelle, 13 juin 1995, n° 93-82144 (拙稿・注6), 66頁14行目の「人種的名誉毀損・侮辱罪および人種の憎悪扇動罪」は「人種的名誉毀損罪および人種の憎悪扇動罪」に訂正する)。なお、1審判決では、「他の領域、例えば名誉または名声の概念と同様、差別、憎悪または暴力の概念を個々の事案の状況に照らして明確にすることが訴えを受けた裁判所の役目である」、「出版自由法24条6項(8項——引用者注)の適用において裁判官の解釈に委ねられたこの部分は、欧州人権条約で宣言された罪刑法定主義に反するものではない」とされている(破毀院判決による)。

25) Cour de cassation, chambre criminelle, 16 avril 2013, n° 13-90008.

26) Emmanuel Dreyer, "Droit de la presse (janvier 2013-octobre 2013)", *Recueil Dalloz*, 2014, p. 511.

27) Cf. Thierry Renoux et Michel de Villiers (dir.), *Code constitutionnel 2011*, Litec, 2010, p. 90 et p. 92.

の解釈・適用が妥当であるかは別個に検討する必要がある（「3. 具体的事例」において判例をいくつか組上に載せる）。

(2) 扇動の対象

人種の憎悪扇動罪における扇動の対象である差別、暴力および憎悪のうち、差別の意味については、「刑法典 225 条の 2 および 432 条の 7²⁸⁾」によって禁じられている差別」に限定する説²⁹⁾と、そうした限定をつけない説³⁰⁾がある。2004 年に新設された出版自由法 24 条 9 項（性別、性的指向または性自認もしくは障害を理由とする差別・憎悪・暴力の扇動罪）の規定は「刑法典 225 条の 2 および 432 条の 7 の定める差別」と明記しており、同法 24 条 8 項について別異に解すべき理由は見当たらない。

破毀院も既に 1976 年 4 月 12 日判決³¹⁾や 1989 年 5 月 22 日判決³²⁾において、「人種差別的扇動とは、刑法典 187 条の 1 および 416 条（現行の 225 条の 2 および 432 条の 7 —— 引用者注）が定め規制している行為の扇動のことである」と判示しているが、学説の中に、1996 年 5 月 21 日判決³³⁾において判例の変更があったとする見方³⁴⁾がある。ただ、1996 年判決は、ある右翼系週刊誌の記事³⁵⁾がマダグレブ人、アフリカ人あるいはジタン（Gitans）に対する読者の拒絶、憎悪および暴力等の反応を直ちに惹起する傾向があることを理由に人種差別の

28) これらの規定について、拙稿・注 2)、41～42 頁を参照。

29) Beignier et al., *supra* note 10, p. 521, Nathalie Droin, *Les limitations à la liberté d'expression dans la loi sur la presse du 29 juillet 1881*, L. G. D. J., 2010, p. 167.

30) Michèle-Laure Rassat, *Droit pénal spécial Infractions du Code pénal*, 6^e éd., 2011, p. 626.

31) Cour de cassation, chambre criminelle, 12 avril 1976, n° 74-92515.

32) Cour de cassation, chambre criminelle, 22 mai 1989, n° 86-95845.

33) Cour de cassation, chambre criminelle, 21 mai 1996, n° 94-83365.

34) Philippe Conte, *Droit pénal spécial*, 3^e éd., 2007, p. 262.

35) 当該記事の内容は、1989 年 3 月 8 日のアルジェリアにおけるミッテラン大統領（当時）の演説の一節（「フランス国民は、わが国において移民の存在が有益であると心底から感じている。移民はわが国でよく働いている。」）を引用した後に続けて、北アフリカ、ブラック・アフリカの出身者あるいはロマによる非行や宗教デモの数々を列挙したというものである。

扇動を認定した原審の判断を追認しただけであり、1976年判決等と異なり、差別の意味について破毀院自身の解釈を示しているわけではない。

次に、暴力とは「生命や身体の完全性に対するあらゆる侵害」をいい、刑法典第2編で禁じているもの³⁶⁾に限定されないと解されている³⁷⁾

一方、憎悪 (haine) は反感 (inimité) や反発 (antipathie) 以上の徹底した嫌悪 (détestation complète) であるとされる³⁸⁾が、差別や暴力と違いそれは行為でなく、そもそも法が規律しえない個人の内的感情である。このため、その扇動を処罰すること自体の正当性ないし妥当性が問題となるが、「憎悪は差別や暴力という扇動の他の2つの対象に至る第一歩である³⁹⁾」というステファヌ・デトラ (パリ第11大学准教授) の言葉にあるように、憎悪が容易に差別や暴力と結びつく点に処罰の根拠を見出す説が有力である。

差別、暴力および憎悪はこのように概念上区別しうが、ただ召喚状には被疑者がいずれを扇動したのかを特定して記載する必要はないとされ⁴⁰⁾判決の多くも1つに特定せず犯罪を認定している⁴¹⁾

(3) 扇動の形態、結果発生の有無

「重罪および軽罪の教唆」という表題の出版自由法第4章第1節には23条、24条および24条の2の規定が置かれている。このうち23条は、同条の定め

36) 刑法典第2編によって規定される生命や人の完全性に対する故意の侵害を直接教唆した場合、出版自由法24条2項によって5年の拘禁刑および4万5千ユーロの罰金刑を科される。

37) Stéphane Detraz, “La répression des infractions de presse à caractère discriminatoire”, Jean-Christophe Saint-Pau (dir.) *Travaux de l’institut de sciences criminelles et de la justice*, n°1, 2011, pp.199 et s.

38) *Ibid.*, p.199.

39) *Ibid.*

40) Dreyer, *supra* note 22, p.24 n.68.

41) 例えば、移民を「侵略者」、「わが国を占拠している者」、「不遜かつ有害な外国人」と呼ぶことは人種の憎悪または人種差別の扇動に当たるとされている (Cour de cassation chambre criminelle, 24 juin 1997, n°95-81187. 拙稿・前掲注2), 54頁6～7行目の「人種差別の扇動」は「人種的憎悪または人種差別の扇動」に訂正する)。

る公表手段によって重罪または軽罪を直接教唆し、結果をもたらした（被教唆者が犯罪の実行に着手した）場合、共犯として処罰すると定める⁴²⁾ また、24条1項では、同じく23条の定める公表手段によって2項および3項に列挙された重大犯罪⁴³⁾ を直接教唆した者を、結果を伴わなかったとしても処罰すると定めている。ここにいう直接教唆とは特定の行為の実行を指示することであり、指示が明示的であるか否かを問わない⁴⁴⁾

一方これに対し、24条8項は単に「……差別、憎悪、暴力を扇動する者は、……の刑に処せられる」としか規定していないため、犯罪の成立要件として、第1に「差別または暴力の扇動は直接的でなければならないか⁴⁵⁾」、第2に「扇動によって結果を生じさせなければならないか」が論点となる。なお、扇動あるいは教唆の意味について学説は様々な定義を試みている⁴⁶⁾ が、立ち入ることができず、ここではファブリス・ドゥフェラール（ランス大学教授）の定義に従い、「保護法益を侵害する行為の遂行に最も好都合な条件を作り出すため、法律に定められたあらゆる手段によって他者の理性に影響を与えようとする意図的な行為⁴⁷⁾」と解しておく。

まず第2の論点であるが、人種的憎悪扇動罪が扇動による結果発生の有無

42) 一方、刑法典121条の7第2項は、贈与、約束、脅迫、命令、権利または権力の濫用によって犯罪を教唆した者を共犯として処罰すると定めている。

43) 24条2項および3項はそれぞれ、「刑法典第2編の定める生命に対する故意の侵害、人の完全性に対する故意の侵害、および性的攻撃」、「刑法典第3編の定める盗取、強要、人に危険を及ぼす故意の破壊、毀損および毀棄」と定めている。

44) Dreyer, *supra* note 2, p. 153.

45) 第1の論点は行為でない憎悪には関係がない。

46) Cf. Diane Portolano, *Essai d'une théorie générale de la provocation*, L. G. D. J., 2012, pp. 5 et s. なお、長島敦によると、「provocation」には「正犯者に犯罪の決意を生ぜしめる場合」と「既存の決意を助長し、強固にする場合」とが含まれるという（長島敦「教唆とせん動——フランス法におけるプロヴォカシオン」同『刑法における実存と法解釈』（成文堂、1986年、初出は1952年）167～169頁、172頁）。

47) Fabrice Defferrard, "La provocation", *Revue de science criminelle et de droit comparé*, 2002, p. 235. ドゥフェラールがもっぱら他者の理性に対する影響に着目する点については、少なくとも人種的憎悪の扇動の場合、理性よりも感情に訴えるという面が強いのではないかという疑問がある。

——被扇動者が憎悪を抱いたか否か、差別もしくは暴力の実行に着手したか否か——を問わず成立する形式犯 (*délit formel*) であることは判例と学説⁴⁸⁾が一致して認めるところである。24条1項と異なり24条8項は「結果を伴わなかったとしても」と明記していないが、同趣旨と解するわけである。そして判例では、当該言論に公衆を差別、憎悪または暴力へと駆り立てる傾向が認められれば犯罪が成立するとされる⁴⁹⁾から、差別、憎悪または暴力を惹起する可能性の程度は問われないことになる。

第1の論点については、扇動は直接的である必要はなく、差別または暴力を直接指示しなくてもそれを助長・促進すれば犯罪が成立する、すなわち間接扇動で足りると一般に解されており⁵⁰⁾、破毀院も同様の解釈をとっている⁵¹⁾。加害者に処罰を免れる口実を与えないためであるが、「結果を伴わなかったとしても」と明記されていないが24条1項と同趣旨と解する先述の立場と反対に、「直接的に」と明記されておらず24条1項と趣旨が異なるとしており、首尾一貫していない感がする。扇動による結果発生の有無が問われないことを考えると、処罰の範囲を直接扇動に限る説⁵²⁾には一理あろう⁵³⁾。但し、同説をとった場合にも、差別または暴力の間接扇動はその大半が憎悪の扇動とみなしうるため、通説との違いは大きくないであろう⁵⁴⁾。

48) Beignier et al., *supra* note 10, p. 516. なお、被扇動者が犯罪を実行するか、あるいはそれが未遂に終わった場合、扇動者は出版自由法23条によって処罰されうる (Detraz, *supra* note 37, p. 202.)。

49) 「(犯罪は)当該発言の持つ意味および射程によって、公衆を特定の人または人の集団に対する差別、憎悪または暴力へと駆り立てる傾向があると裁判官が認定した場合に限り、成立する。」(Cour de cassation, chambre criminelle, 29 janvier 2008, n° 07-83695, note Emmanuel Dreyer, *Légipresse*, n° 253, 2008, pp. 134 et s.)

50) Beignier et al., *supra* note 10, p. 516.

51) Droin, *supra* note 29, p. 169.

52) Anne Cammillert-Subrenat, “L’incitation à la haine et la Constitution”, *Revue internationale de droit comparé*, 2002, p. 520.; Amélie Robitaille-Froidure, *La liberté d’expression face au racisme*, L’Harmattan, 2011, p. 84.

53) Dreyer, *supra* note 2, p. 153.

54) Detraz, *supra* note 37, p. 201.

3. 具体的事例

前節で見たように、人種的憎悪扇動罪では、人種差別あるいは人種的暴力の直接および間接扇動に加え、人種的憎悪という本来、法が介入しえない感情の扇動が違法とされている。しかも、差別、暴力あるいは憎悪を惹起する傾向があれば足りるとされるなど、規制が広範囲にわたっているが、表現の自由を定める1789年人権宣言11条および欧州人権条約10条との適合性を破毀院が肯定していることは既述のとおりである⁵⁵⁾

では、裁判所は人種的憎悪扇動罪の規定をどう適用しているのでしょうか。断片的なものにならざるを得ないが、2000年以降の判例をいくつか概観する。

(1) スーラ事件

人種的憎悪扇動罪に係る事件のうち、欧州人権裁判所に個人の申立てが行われたものは、管見の限りでは、ガロディ⁵⁶⁾ ウィレム、スーラおよびル・ペンの各事件であり、いずれもフランスの裁判所の有罪判決が支持されている。

このうちスーラ事件は、2002年2月に出版された『欧州の植民地化——移民およびイスラムに関する真説 (La colonisation de l'Europe: Discours vrai sur l'immigration et l'islam)』の著者(ギヨーム・フェイ)、出版社社長兼発行責任者(ジル・スーラ)および出版社(SEDE)をパリ検察当局が直接召喚し、LICRA(人種主義および反ユダヤ主義と闘う国際同盟)とMRAP(反人種差別と人民友好のための運動)が私訴原告人になったというものである。

本書の主題はヨーロッパ文明とイスラム文明の両立不可能性、およびヨーロッパ人の自己のままである不可侵の権利であり、①民族戦争が「秘かに進行する都市のゲリラ戦」の形態をとって開始されており、アフリカ・マグレブ出身の若者の犯罪がフランスを征服しヨーロッパ人を追放する手段になっている

55) 拙稿・前掲注6)、64頁および66頁。

56) 拙稿「ホロコस्त否定論の主張の禁止と表現の自由——2003年6月24日の欧州人権裁判所ガロディ判決 (Garaudy c. France 24 Juin 2003)——」愛媛法学会雑誌第35巻第1・2・3・4合併号(2009年)53頁以下。

こと、②「生粋のヨーロッパ人」が少数となった市町村では、コーランを唱える裁判官が公認され、民法典が遵守されず、ムスリムあるいは他の移民の経営する多くの小会社が納税しなくても罰せられないこと、③欧州におけるイスラムの目的は政治権力の漸進的掌握およびイスラム共和国の建設であり、その第一歩がイスラム諸政党による数百の市町村役場の支配であること、④移民は犯罪率が高く、欧州の社会経済的論理に同化しえないこと、⑤郊外のマグレブあるいはムスリムの若者が、反ヨーロッパの人種主義にもとづき、若い白人女性に儀式強姦 (viol ritual) を行っていること、⑥民族的内戦の勃発こそが問題解決のための唯一の手段であることなどを論じている。

2000年12月14日にパリ大審裁判所が有罪判決を言い渡したため、被告らは控訴した。しかし、2002年1月31日、パリ控訴院は、「(本書は) 主要な敵とされるこれらの集団 (マグレブ出身のムスリム移民および亜熱帯アフリカ出身の移民——引用者注) に対する読者の拒絶感情や敵対感情を惹起し——軍事用語の借用によってそれが強められる——、著者の推奨する国土の回復のための民族戦争という解決策に導くことを目的としている」、「従って、当該言説は全体としてこれらの集団に対する憎悪および暴力の扇動となる。善意の抗弁は認められない」と判示し、被告らにそれぞれ7千5百ユーロの罰金および私訴原告人への1ユーロあるいは0.15ユーロの賠償を命じた。

そして、同年11月19日に破毀院が上告を棄却した⁵⁷⁾ため、スーラらは欧州人権条約10条違反等を理由に欧州人権裁判所に申立てを行ったが、2008年7月10日、同裁判所は申立てを棄却している⁵⁸⁾棄却の理由は、申立人の表現の自由への干渉 (有罪判決) が①「法律」(出版自由法23条および24条) にもとづいており、②無秩序の防止、他者の信用および権利の保護という「正当な

57) Cour de cassation, chambre criminelle, 19 novembre 2002, n° 02-81155.

58) Cour européenne des droits de l'homme, *Soulas et al. c. France*, 10 juillet 2008 (同判決について, Uladzislau Belavusau, "A Dernier Cri from Strasbourg: An Ever Formidable Challenge of Hate Speech (Soula & Others v. France, Leroy v. France, Balsytė-Lideikiėnė v. Lithuania)", *European Public Law*, vol. 16, 2010, pp. 374-376). なお、欧州人権裁判所の判決は、欧州人権裁判所の判例データベース (HUDOC) から入手しうる。

目的」の実現のために、③「民主的社会において必要」であるというものであり、③について詳しい説明がある。

すなわち、表現の自由への干渉が民主的社会に必要であるか、言い換えると、やむにやまれぬ社会的必要性が存在するかの判断は条約加盟国の裁量であるが、それは当裁判所の統制に服する。当裁判所は当該言論の内容および状況も含め事件の全体に照らして考察しなければならず、特に国内裁判所の援用する正当化事由が「適切かつ十分なもの」であるか、干渉が「追求する正当な目的と釣り合いがとれている」かを判断すべきである（§ 32, § 33）。また、表現の自由は民主的社会の不可欠な土台の1つであり、好意的に見られたり、無害または些細であるとされる情報もしくは観念だけでなく、苛立たせ、不快にさせ、あるいは不安にさせる情報もしくは観念についても、それが認められる（§ 34, § 35）。

欧州人権裁判所はこのような一般原則を示した後に本事案の検討に移り、本書が扱っているのは移民の統合という一般利益に関わるテーマであるが、国民と移民の間の不和・軋轢は歴史的、地理的、文化的要因に規定され、国によって様相が異なるため、表現の自由に対する干渉の必要性の有無および干渉の程度については、事情に通じた国の機関が十分に広範な評価の余地を持つべきであるとする（§ 36～§ 38）。そして、自由権規約 20 条 2 項⁵⁹⁾ 人種差別撤廃委員会の一般的勧告第 15⁶⁰⁾ および人種差別撤廃条約 4 条を引用し、「あらゆる形態および表出における人種差別と闘うことが最も重要である」（§ 42）とした上で、パリ控訴院の判決理由は適切かつ十分であり（§ 44）、7 千 5 百ユーロの罰金刑は比例原則に違反しない（§ 45, § 46）と結論づけている⁶¹⁾。

59) 同条は、「差別、敵意または暴力の扇動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と定める。

60) 一般的勧告第 15 は、「人種の優越性または人種の憎悪にもとづくあらゆる思想の流布の禁止は意見および表現の自由と両立しうる」としている（Recommandation générale n° 15 du Comité pour l'élimination de la discrimination (http://www1.umn.edu/humanrts/cerd/French/recommendations/15_gc.html))。

(2) ウィレム事件およびアルノー事件

イスラエルの対パレスチナ政策に抗議して行われるイスラエル産商品のボイコット運動については、現在、人種的憎悪扇動罪の適用の是非が争点となっており、代表的事例としてウィレム事件とアルノー事件が挙げられる。

まず、ウィレム事件は、イスラエル軍によるパレスチナ自治区への大規模な軍事行動を受け、2002年10月3日、ノール県セ克蘭市の議会においてジャン＝クロード・フェルナン・ウィレム市長がイスラエル産のフルーツジュース等の購入を中止するよう市のレストラン課に働きかけるつもりであると演説したところ、ノールのイスラエル文化協会等の告訴があり、検察当局が出版自由法24条8項違反の容疑でウィレムを起訴したというものである。

2003年3月26日、リール軽罪裁判所は、商品のボイコットの要求は人種的憎悪扇動罪には当たらず⁶²⁾被告は欧州人権条約10条に定められた表現の自由を行使しただけであるとして無罪とした。

61) スーラ事件判決と同列にあるのがル・ベン事件判決である。周知のようにジャン＝マリ・ル・ベンは国民戦線(FN)の初代党首であり、これまで幾度となく人種差別的発言がもとで裁判にかけられているが、ここでいうル・ベン事件とは、極右系週刊誌『リヴァロール(Rivarol)』の2004年4月30日号のインタビュー記事に掲載された発言が人種的憎悪扇動罪に問われたというものである。発言の中身は、「わが国に2千5百万人のムスリムがいたらフランス人は身を隠すため壁伝いに歩くようになるだろうと言うと、『いやル・ベンさん、既にそうなっている!』と会場にいる人に言われる。まったくそのとおりだ」というものであり、2審のパリ控訴院は発言の趣旨を、「ムスリムの急激な増加はフランス人への脅威であると言うと、既にムスリムから距離を置き、ムスリムに恭順の態度を示さなければならなくなっているとフランス人が言う」と解した上で、被告は「フランス人」を「ムスリム」や侵略者の群れとされる「外国人」と対立させ、ムスリムに対する人々の拒絶・敵意の感情を惹起させようとしていると断じ、1万ユーロの罰金を命じた。ル・ベンは破毀院に上告したが、棄却された(Cour de cassation, chambre criminelle, 3 février 2009, n° 08-82402)ため、欧州人権裁判所に申立てを行った。2010年4月20日、欧州人権裁判所は、有罪判決が表現の自由の行使に対する公の機関の干渉であるとした上で、スーラ事件判決等を引用しつつ、干渉が出版自由法23条および24条に定められており、他者の信用または権利の保護という正当な目的を追求するために民主的社會において必要な措置であると述べ、申立てをしりぞけている(Cour européenne des droits de l'homme, *Le Pen c. France*, 20 avril 2010.)。

62) 学説の中にも、出版自由法の保護対象が人であり、商品ではないことを理由に犯罪の成立を否定するもの(Emmanuel Dreyer, *Droit pénal spécial*, 2^e éd., ellipse, 2012, p. 328.)がある。

控訴した検察は、「被告の言動は、特定の国民への帰属を理由に正規の経済活動を妨害することを公権力の担当者に禁じた刑法典 432 条の 7 に違反する」と主張し、適用条文の変更を求めたが、同年 9 月 11 日、ドゥエ控訴院は請求を認めず、出版自由法 24 条 8 項違反を理由に被告に千ユーロの罰金を命ずる逆転判決を言い渡した。判決によると、被告は市の担当者にイスラエルの生産者の正規の経済活動を妨害するよう唆しており、特定の国民への帰属を理由とする差別（刑法典 225 条の 2 第 2 項の禁ずる「正規の経済活動の妨害」）の扇動に当たる。ボイコットの決定がイスラエル国民を念頭に置いていることが確かである以上、被告が商品の生産者を名指ししなかったことは重要でない。そして、犯罪の故意はイスラエルの生産者を他と区別して扱うことを認識していれば成立し、イスラエルのアリエル・シャロン首相（当時）への抗議という政治的動機は故意の存否と無関係であるとされた。

2004 年 9 月 28 日、破毀院はウィレムの上告を棄却した⁶³⁾が、判決の中で、ウィレムが市のサイトにボイコットの決定を正当化する文章を掲載した事実を挙げて、「メッセージの受取人を増やし、差別的行為を扇動するという性格を有するものであった」と述べ、一般市民への扇動を指摘している。

有罪判決を受けたウィレムは欧州人権条約 10 条違反を理由に欧州人権裁判所に申立てを行ったが、2009 年 7 月 16 日、同裁判所は申立てを棄却した⁶⁴⁾。棄却の理由は、申立人の表現の自由への干渉が、①「法律」（出版自由法 23 条および 24 条）にもとづいており、②他者（イスラエルの生産者）の権利の保護という「正当な目的」を実現するために、③「民主的社会において必要」（釣り合いがとれており、適切かつ十分）であるというものである。

だが、理由の①、②はともかく、③については判旨が明確であるとはいいがたい。特筆すべきは、過去の判例を踏まえ、市長あるいは議員⁶⁵⁾の表現の自由

63) Cour de cassation, chambre criminelle, 28 septembre 2004, n° 03-87450.

64) Cour européenne des droits de l'homme, *Willem c. France*, 16 juillet 2009.

65) 判決は「市長」と「議員」という 2 つの言葉を互換的に使っているが、フランスでは市長が市議会議員の中から互選される。

への干渉がこの上なく厳格な審査に服すべきこと（§ 32）、また、やむにやまれぬ理由なく政治的言論を制約できないこと（§ 33）を指摘しているにもかかわらず、厳格な審査を行った形跡が見られないことである⁶⁶⁾

この点は、カレル・ユングウィエルト裁判官の反対意見と読み比べると明らかである。同裁判官は、ウィレムの発言を国際的にアクチュアルな問題に関する政治的な意見または立場の表明と捉え、①ボイコットの実施について発言の中身が漠然としていること、②小さな市の事案であり、ボイコットの影響が限定されること、および、③発言がもたらす実際上の影響が立証されていないことを理由に、刑法典 225 条の 2 第 2 項の禁ずるボイコットに当たらないとし、申立人の表現の自由に対する釣り合いのとれない不必要な干渉であると断じているからである。

では、法廷意見が異なる結論を導いたのは何故であろうか。決め手となったのは、ウィレムが政治家でなく市の公金管理者の立場で担当者にボイコットを唆したという理解である。法廷意見によると、ウィレムはイスラエルの政策を非難するだけでは飽き足らず、イスラエル産の商品のボイコットを宣告した（§ 36）が、しかし市長は一定の中立性を保持しなければならず、地方公共団体に係る行為について節度義務を負う（§ 37）。また、外国産の商品のボイコットは政府の専権事項であり、市長がそれを命ずることはできない（§ 38）とされる。このように、法廷意見はボイコットの指示を市長の越権行為という文脈で理解しており、対イスラエル批判という政治的言論の観点の後景にしりぞけられているといえよう。

一方、アルノー事件であるが、被告のサキノ・アルノーはメリニャック市のデパートで、レジスターおよびイスラエル産のフルーツジュースの瓶に「ボイコット運動：アパルトヘイトのイスラエルをボイコットしよう、イスラエル産の全商品をボイコットしよう、……イスラエルが国際法を順守しない限り」と

66) こうした判決の矛盾を衝くものとして、François Dubuisson, "La répression de l'appel au boycott des produits israéliens est-elle conforme au droit à la liberté d'expression?", *Revue belge de droit international*, 2012, pp. 190-191.

記載されたラベルを貼った人権同盟 (Ligue des droits de l'homme) の女性活動家である。2010年2月10日、ボルドー軽罪裁判所はイスラエルの生産者の正規の経済活動を妨害するようデパートの客を唆したとして、被告に千ユーロの罰金を命じ、同年10月22日のボルドー控訴院判決および2012年5月22日の破毀院判決⁶⁷⁾でもそれが支持されている。

しかし、上記の有罪判決は一部の論者から批判を受けている。すなわち、私的団体が企業や国に対し行うボイコット運動は公益上の問題に関する議論を惹起する正当な手段であり、違法視されるべきでない⁶⁸⁾ 刑法典225条の2第2項の禁ずる「経済活動の妨害」は経済活動に深刻な損害を与える行為をいうが、被告は消費者や生産者に強制あるいは圧力を加えておらず、消費者の自由な選択に訴えたにすぎない⁶⁹⁾ この点、市の担当者への指揮命令権を持つ市長の発言が問題となったウィレム事件と区別すべきであるとされる⁷⁰⁾

また、下級裁判所の中にも、被告に無罪を言い渡したのが見受けられる。その1つが、アルノー事件における破毀院判決の2日後に出たパリ控訴院判決であり、ある国の生産物のボイコットを呼びかける市民の行為は「政治的議論の自由に属し、国の政策に対する穏当な批判」の一形態であって、処罰は1789年人権宣言11条、欧州人権条約10条および自由権規約19条⁷¹⁾によって保障された表現の自由に対する過度の侵害であるとされている⁷²⁾ なお、前述の破毀院判決については、原審の判断に「不備および矛盾がない」としただけで一般原則を提示したわけではなく、射程に限られるという見方⁷³⁾があり、今後の趨勢

67) 破毀院は、原審の判決理由に不備や矛盾がないとして被告の上告を棄却した (Cour de cassation, chambre criminelle, 22 mai 2012, n° 10-88315.)。なお、上告申立書の中でアルノーは憲法院へのQPCの移送を主張したが、その趣旨は、出版自由法24条8項が商品を標的とした差別の扇動を禁じていないにもかかわらず、それが誤って適用されたというものであり、規定の合憲性を問題としたわけではない。それゆえ、破毀院が憲法院への移送を認めなかった (Cour de cassation, chambre cassation, 7 juin 2011, n° 10-88315.) のは妥当であろう。

68) Dubuisson, *supra* note 66, pp. 187 et s.

69) そもそも消費者がイスラエル産の商品の不購入を決めたからといって、それを経済活動の妨害とみなすことはできない (*Ibid.*, p. 190.)。

70) *Ibid.*, pp. 185-186.

を見定める必要がある。

(3) その他の事件

最後に、印象的な事件をいくつか紹介する。

(a) 被告は、移民の排斥を掲げるビラの中で、移民がもつばら違法・有害な活動に携わっており、彼らに社会不安、失業および財政負担の増加の全責任があるとする一方、雇用、社会住宅および社会保障におけるフランス人の優遇的処遇を要求し、「諸君は望むのか。移民、それは第1にフランス人への攻撃であり、第2にフランスの植民地化である」と表明した。

被告は移民の受入れの弊害を批判しただけであり、フランス人の優先権の主張は正当な議論に属する政治的選択の表明であると抗弁した。しかし、1審判決はビラの読者に移民の排斥によって安全が確保されるという信念を植えつけるものだとし、3万フランの罰金を命じ、2審のパリ控訴院は、フランス人と滞在資格を持つ外国人との間の平等処遇の原則を踏まえ、ビラの内容は人種差別の直接扇動に当たるとして、被告の控訴を棄却した。そして2001年11月13日、破毀院は、原審の有罪判決は無秩序の防止、他者の信用もしくは権利

71) 同条は、「1 (略) 2すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。(a) 他者の権利又は信用の尊重 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆衛生若しくは公衆道徳の保護」と定める。

72) Tribunal de grande instance de Paris, 24 mai 2012 (cf. François Dubuisson et Ghislain Poissonnier, "L'appel citoyen au boycott des produits de l'État d'Israël constitue-t-il une infraction?" <http://www.aurdip.fr/l-appel-citoyen-au-boycott-des.html>). 無罪判決の例として、そのほかに、2011年7月8日のパリ大審裁判所判決 (Tribunal de grande instance de Paris, 8 juillet 2011, note Ghislain Poissonnier, *Gazette du Palais*, 28 août au 1^{er} septembre 2011, pp. 15 et s.) や、同年12月15日のミュルーズ軽罪裁判所判決 (Tribunal correctionnel de Mulhouse, 15 décembre 2011, note Ghislain Poissonnier, *Recueil Dalloz*, 2012, p. 439.) などが挙げられる。

73) Dubuisson et Poissonnier, *supra* note 72.

の保護、および道徳の保護のために必要な表現の自由の制限であり、欧州人権条約 10 条に違反しないと判示し、被告の上告を棄却している⁷⁴⁾

(b) 被告は、アルジェリア民族解放戦線 (FLN) の元メンバーの主催するフランスのアルジェリア人移民に関する会議が開催された建物内で、「フランスをフランス人に」あるいは「フェラガ (Fellaghas) をカスバ (casbah) に」と手書きした複数のビラを撒いた。

2 審のグルノーブル控訴院は被告に執行猶予つきの 13 カ月の拘禁刑、5 年間の公民権停止、判決文の配布および私訴原告人への 2 千ユーロの支払いを命じた⁷⁵⁾が、判決によると、「フランスをフランス人に」というスローガンは外国人の排斥を意味し、外国人、特に——アルジェリア人移民に関する会議の開催という文脈に照らすと——マグレブ移民に対する憎悪感情または差別的行為を惹起する傾向がある。

一方、「フェラガをカスバに」というスローガンであるが、「フェラガ」はアルジェリア戦争時に使われた FLN の兵士を指すアラビア語であり、1962 年のアルジェリアの独立後は、軍事闘争において爆弾を仕掛け暴力を行使するテロリストと同義語となっている。そして、「カスバ」はアラブの文化・宗教を持つアルジェリア住民が多く居住するアルジェの市街をいうとともに、イスラム教を信仰する住民が多く居住する建造物を指す侮蔑的な俗語であることから、ビラはアラブ人に対する憎悪および暴力を呼び起こす傾向があるとされる。

被告は上告したが、2002 年 6 月 25 日、破毀院は「控訴院は当該文章の意味および射程を正確に評価した」と述べ、上告を棄却している⁷⁶⁾

(c) 仏領ポリネシアの行政長官に中国系のガストン・トン・サンが選出されたことに対し、2008 年 4 月 17 日付の日刊紙『レ・ヌヴェル・ド・タイチ (Les Nouvelles de Tahiti)』のインタビュー記事の中で、ポリネシア独立系組合連合 (CSIP) の書記長が「はっきり言って、ポリネシア人でない者にわが地域を

74) Cour de cassation, chambre criminelle, 13 novembre 2001, n° 01-80510.

75) ビラ撒きによって集会を妨害したと認定されたためか、量刑がやや重くなっている。

76) Cour de cassation, chambre criminelle, 25 juin 2002, n° 01-86026.

指導されたくない。彼はフランス人かもしれないが、我々にとってはアジア人だ。アジア人の指導に恐怖を感じる」と発言した。

被告は、「中国人は使用者のことしか考えない。実業家だからだ」という他の組合の代表が行った発言について記者から意見を求められたため、組合の代表として行政長官の使用者優遇策に懸念を表明しただけであると主張したが、2審のパペト控訴院は、行政長官の属する中国人社会に対する差別、暴力または憎悪の明らかな扇動であるとして、執行猶予つきの3カ月の拘禁刑および50万パシフィック・フランの罰金等を命じ、2010年3月30日の上告審判決もそれを支持している⁷⁷⁾

(d) モスクの建造費の一部(25%)に充てるため、アルザス地方圏議会在が42万3,874ユーロの補助金の支出を議決したのに対し、反対派の議員2名が「メッカにカテドラルはいらない。ストラズブールにモスクはいらない」とするビラを配布した。ビラには、「コソボではカトリック教会堂が焼かれ、モスクへと変貌している」、「イスラム共和国をUMPS(国民運動連合(UMP))と社会党(PS)を指す造語——引用者注が建設している」、「アルザスのイスラム化に反対する諸君の闘いを私は支持する」という文章と並んで、ミナレットに向けて祈りを捧げる二人の農民の絵が描かれていた。

下級審の結論は1審が有罪、2審が無罪である。判断が難しい事案であったといえるが、2審のコルマル控訴院は、ビラはムスリムに打撃を与える可能性があるとしつつも、批判の対象は被告らがイスラム教に好意的であるとみなす補助金の支出の決定であり、ムスリムを非難する目的がないため、犯罪が成立しないとした。そして、2007年5月30日に、破毀院は、「当該言説は、欧州人権条約10条の表現の自由の許容しうる限界を超えてはいなかった」と述べ、検察官らの上告を棄却している⁷⁸⁾

(e) 被告は、2005年に出版された『黒人の憤激、嘘つきの白人——1990年～1994年のルワンダ(Noires fureurs, blancs menteurs Rwanda: 1990-1994)』の

77) Cour de cassation, chambre criminelle, 30 mars 2010, n° 09-86330.

78) Cour de cassation, chambre criminelle, 30 mai 2007, n° 06-84328.

著者ピエール・ペアンおよび発行人である⁷⁹⁾本書はフランスの対ルワンダ政策を論じているが、訴えを提起した反人種差別団体（SOS ラシズム）が問題にしたのは、「フツとツチ、千の丘の国の政治的な敵対、駆け引きと策略の小史」と題する第1節の中の計4頁の文章であり、次のような記述がある。「ルワンダはまた千の策略の国である。それほど、ツチでは嘘とペテンの文化が他のすべてを圧倒している」、「ツチの若者はごく幼少の時から腹蔵、嘘、暴力、中傷の術を身につけてきた」、「この嘘つきの集団は二枚舌も重んじ、地上で最も嘘つきの人種の1つとなっている」、「この嘘の文化は特にツチのディアスポラの中で発展した。『来年、キガリ（Kigali）に』戻るため、彼らはうまく嘘とペテンを弄した」、「ルワンダの調査は実施できない賭け事である。それほど、勝利者によって嘘とペテンが熟練した技法の範疇へと引き上げられた」。

被告は、1審から上告審まですべての審級において無罪とされた。パリ控訴院によると、犯罪が成立するには、人の集団に対する読者の否定的感情を惹起する可能性あるいは当該集団に帰属する人々の感情を傷つける可能性があったことだけでなく、さらに著者に憎悪感情や違法行為を扇動しあるいは唆す意図があったことが必要である。そして、当該文章を全体の文脈の中で評価すると、その目的は、諸民族の敵対に長年苦しんできた国における権力の獲得・維持のメカニズムを叙述する政治分析の補強であり、被告の人格の中に悪意を推定しうる差別的あるいは人種主義的な思考態度を疑わせるものはないとされる。そして、2011年11月8日の破毀院判決は、「控訴院は当該言説の意味および射程を正確に評価した」として、SOS ラシズムの上告を棄却している⁸⁰⁾

(f) 2005年2月11日にフランス5で放送された討論番組『セー・ダン・レ

79) 被告らは人種的憎悪扇動罪の容疑のほかには人種的名誉毀損罪の容疑でも訴追されている。

80) Cour de cassation chambre criminelle, 8 novembre 2011, n° 09-88007. 無罪判決を賢明であるとしつつ、フランスから遠く離れたルワンダのツチでなく、ユダヤ人やムスリムの嘘の文化に関する著書であった場合、別の結論が出た可能性を指摘するものとして、Jean-Yves Monfort, "La mise en œuvre de la loi Pleven par la Cour de cassation", *Légipresse*, n° 300, 2012, p. 687.

ール (C dans l'air)』(タイトルは「犯罪：ロマの辿ってきた道」)において、経済の専門家イヴ・マリ・ローランが以下のような発言を行った。

「ロマ民族の犯罪については多くのことが言われており、おそらく妥当だが、彼らの金稼ぎの仕方も考察すべきである。……ルーマニアでは、ジタンの約5分の1が犯罪に携わっていると評価されている。ある人がブカレストの売春婦の50%がジタンだと言った。数は不確かだが、いずれにせよかなり多い。……わが国のような社会ではロマを統合することができない。先ほど裁判官の人が言ったように、子供を統合するのは長期的には可能だ。但し、それはきちんとした教育を受けさせ、家族から引き離すことが条件である。大人については、私に解決策はない。……ルーマニアにいる多くのロマがわが国に来ることを決めるとき、重大な移民問題が提起される。フランスの法律は矛盾しており、完全に新しいこの問題に対処するのにまったく適さない。……子供たちを完全にロマの社会から引き離せば、フランス社会に統合できるだろうか？しかし、それはミッション・インポシブルだ。なぜなら、一方で子供を父母から引き離すことは極めて非人道的であり、他方でロマの家族的な繋がりは社会関係の基盤そのものだからだ。良い企てだとしても失敗するだろう。……フランスのジタンの統合は困難を極めた。多くの窃盗、空き巣、殺人がフランス出身のロマによるものだ。……ルーマニアからやって来るロマの統合についてはかなり悲観的である。……」

2審のパリ控訴院は、「断定的な主張と根拠のない簡単な事実認定とによって、ロマの人々は特別に犯罪性が高く、それゆえ危険であり、実際にも同化しえず、結局、フランスに大挙して押し寄せる可能性があるとし、彼らを徹底的かつ決定的に非難することに専念した」と断じて、1審判決と同様、ローランおよび番組のディレクターに3千ユーロの罰金を命じた。

しかし、2011年6月7日の破毀院判決は、「表現の自由の制限は縮小解釈 (interprétation étroite) による」とした上で、「当該発言はロマの統合の困難性に係る公益問題についてなされたものであり、表現の自由の許容しうる限界を超えておらず、人種の憎悪扇動罪がまったく成立しないにもかかわらず、破毀

院は発言の意味・射程および上記の（縮小解釈の——引用者注）原則を見誤った」と述べ、有罪判決を破毀無効とした⁸¹⁾表現の自由の制限が縮小解釈によるべきであるとした点、および公益問題に関する議論の重要性⁸²⁾を指摘した点は、当該事件に限定されない射程を持つと考えられる。

(2015年3月25日脱稿)

81) Cour de cassation, chambre criminelle, 7 juin 2011, n° 10-85179 (cf. Verly, *supra* note 17, pp. 550 et s.)

82) ある論者によると、名誉毀損の正当化事由である公益性を人種的憎悪扇動罪の不成立の根拠として援用している点が興味深いという (Marie-Béatrice Meunier, <http://junon.univ-cezanne.fr/u3iredic/wp-content/uploads/2011/12/Note-Jurisprudence-MEUNIER.pdf>)。